

「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子」に対する意見書

2020年（令和2年）11月12日

日本弁護士連合会

本年11月に警察庁からなされた「第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子」に関する意見の募集に対し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

Ⅱ 重点課題に係る具体的施策

第4 支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

法務省において、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について、見直しの要否も含めて検討を行う。【法務省】（204）

1 意見の趣旨

上記について「見直しの要否も含めて検討を行う」ではなく、「見直しを行う」と定めるべきである。犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による充実した法的支援を受けられるよう、国費による被害者支援弁護士制度を創設するべきである。

2 意見の理由

国費による犯罪被害者支援弁護士制度は、2005年12月に閣議決定された当初の犯罪被害者等基本計画における重要な検討項目の一つとなっており、同計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、犯罪被害者等法律援助事業が果たす役割の重要性に鑑みて「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との最終取りまとめを発表している。

刑事手続において、犯罪被害者等が国費によって弁護士の支援を受ける制度としては、国選被害者参加弁護士制度が存在するが、同制度は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為のみを弁護士に委託するもので、被害者参加以外の行為について弁護士による法的支援を受けようとする犯罪被害者等は、これを利用することができない。

このため、国選被害者参加弁護士制度の対象とならない法的支援については、

当連合会が、会員の会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で実施しているが、その利用件数の増加に伴う支出の増加により、常に財源問題を抱えている状況にある。

犯罪被害者等基本法が、その前文において「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務」であるとしていることからすれば、当連合会が実施している犯罪被害者等法律援助事業は、本来、国費によって実施されるべき制度と言うべきである。

したがって、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助の在り方等については、「見直しの可否も含めて検討を行う」のではなく、「見直しを行う」と定めるべきである。

以上